

研究所ニュース No.81

りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388
FAX 092-645-0387 e-mail:info@f-jinken.com URL:http://www.f-jinken.com/

待ちの姿勢から 攻めの姿勢への転換をめざして

公益社団法人福岡県人権研究所 所長 松尾祐作

福岡県人権研究所が公益社団法人化して4年が経過しました。昨年、法人化後初めて福岡県教育委員会による「法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査」を受けました。特段の瑕疵はなく、法人化の第一段階はクリアできたと考えます。4年間の積み重ねで研究所の一応の基礎作りはできたものの、これまでも指摘されてきたように課題は山積しています。

研究所は昨年、これらの課題に対応するために「経営安定のためのプロジェクト」(座長 西尾紀臣副理事長)を立ち上げました。同チームは広く全会員に意見を募り、一応の報告書をまとめました。同報告書では、補助金依存体制からの脱却をめざし、研究所の基本姿勢を「待ちの姿勢から攻めの姿勢への転換へ」と求めています。そのために①会員・読者の目線を重視する、②あそこに行けば楽しい、親切だ、いろんなことがわかる、と言ってもらえる場所となる事を重視する、つまり、研究所が「会員・読者にどれだけ近づけるか」が行動目標とな

らなければならないと、強調しています。

その上で具体的には以下5点の取り組みを提起しています。

- ①柔軟な会員制度・会費制度を工夫し、多方面への入会の働きかけを行う。
- ②民間のニーズと行政を結びつける役割を果たしつつ、提案型事業を強化する。
- ③特集の見直しを含む『リベラシオン』の充実強化。
- ④資料館機能の確立・強化。
- ⑤出版事業の活性化。

いずれも重要な提起です。直ちに着手すべき事柄も、中長期的な視野からの取り組みもあるでしょう。少しでも要望に応えるべく新年度から事務局体制の強化に取り組んでいます。具体的には編集委員でもあった迫本幸二会員が事務次長となりました。

とはいえ、山積する課題に対処するには事務局や執行理事会だけでは限界があります。会員各位の広範かつ強力な運営への参加を切望するところです。

(公社)福岡県人権研究所

2017年度 定時会員総会 と記念講演

▷日時 2017年5月28日(日) 13:00 開会 (受付12:30~)

▷日程

12:30 13:00 14:20 14:30 16:00 16:10

| | | | | |
|----|--------|----|------|-----|
| 受付 | 定時会員総会 | 休憩 | 記念講演 | 諸連絡 |
|----|--------|----|------|-----|

▷会場 福岡県人権啓発情報センター (ヒューマンアルカディア)

春日市原町3丁目1番7号クローバープラザ7階 (JR「春日駅」そば)

▷記念講演 演題 「部落差別解消推進法の意義とこれからの課題」

講師 内田 博文さん

(九州大学名誉教授、一般社団法人部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会」代表など)

※委任状を出す方は、5月11日(木)までに同封のはがきに必要事項を記入して投函して下さい。

2017.4.2(日) イアン・ニアリーさんの部落問題研究に感謝する会 『部落問題と近現代日本・松本治一郎の生涯』の出版を節目として

2017年4月2日(日) ホテルレガロ福岡にて「イアン・ニアリーさんの部落問題研究に感謝する会」(以下、感謝会)が開催されました。この会は、イアン・ニアリー著『部落問題と近現代日本・松本治一郎の生涯』(明石書店)(以下、本著) 翻訳監修プロジェクトチーム及び公益社団法人福岡県人権研究所(以下、研究所) 特別プロジェクト松本・井元研究会が発案し進めてきました。イアン・ニアリーさんは、現在、イギリスのオックスフォード大学で教鞭をとっておられ、3月から4月にかけて来日されるので、この日に感謝の会を開催することになりました。

総勢 44 名が集いイアン・ニアリーさんを中心にして記念撮影を行いました(写真は感謝の会の終了時に参加者に配布)。



はじめに、塚本博和実行委員長(研究所執行理事)があいさつを行いました。

呼びかけ人の中から3名の方に、本著に対するコメントやイアン・ニアリーさんの研究姿勢、人となりや思いなどを語っていただきました。

組坂幸喜さん(部落解放同盟福岡県連合会特別執行委員)からは、部落問題の現実を自身の体験をもとに話され、「部落差別解消推進法」が、2016年12月に公布・施行されたこの時期に本著が発行されたことに大きな意義があるというコメントをいただきました。横田耕一さん(九州大学名誉教授)、有馬学さん(福岡市博物館長)から会の意義やニアリーさんの近現代史における部落問題研究の成果と課題について語っていただきました。

稲積謙次郎さん(元政府地域改善対策協議会

委員)の乾杯の発声の後、レセプションに移りました。参加者は、プロジェクターで映し出されたイアン・ニアリーさんの紹介ビデオを鑑賞しながら、食事と歓談を楽しみました。

続いて、リレー・トークとなり石川捷治さん(九州大学名誉教授)、山田澄子さん(元西南学院大学講師・研究所執行理事)、福留久大さん(九州大学名誉教授)、塩入雄一郎さん(西日本新聞社記者)、黒田光太郎さん(名古屋大学教授)、竹永茂美実行委員(松本・井元研究会)、井上健実行委員(研究所監事)、など呼びかけ人や実行委員等がそれぞれのイアン・ニアリーさんとの出会いや本著への思いを話されました。本著の翻訳者である平野裕二さんからは、翻訳の苦勞などエピソードを交えたお話がありました。また、多忙な中を駆けつけて来られた芦刈茂さん(太宰府市長)、松本龍さん(元環境大臣)からもごあいさつを受けることができ、花束と本日の記念写真の贈呈の後、イアン・ニアリーさん(写真)から決意を込めたことばをいただきました。



閉会のあいさつをイアン・ニアリーさんと

の親交も深い堀内 忠さん(研究所副理事長)が行い、盛会のうちに終了しました。

司会進行をしていただいた古賀裕子さん(翻訳監修プロジェクトチーム)や実行委員などご協力、ご参加いただいたみなさま本当にありがとうございました。

(実行委員長: 塚本博和)

著書は、頒価6,264円です。本研究所では特別価格5,400円で販売しています。残部僅少です。申込は福岡県人権研究所事務局まで。

参考資料 『部落問題と近現代日本・松本治一郎の生涯』日本語版前書きから 抜粋

本書は、2010年に英語で出版された。本書は、松本治一郎が1966年11月22日に没してから50年の節目に合わせて、それを記念する形で刊行される。なぜか。

第一に、これがあらためて価値のある話だからだと考える。(略) 治一郎が抱き続けた人権への関心についての話は本質的に興味深いものであり、各世代に語り継いでいかなければならない。第二に、治一郎の人生を考えるとということは、日本が民主主義的な近代政治体制を構築し始めたばかりの1880年代から、日本がすべての市民の人権の保護伸長義務を初めて受け入れるようになった1960年代中盤に至るまでの時代に思いをはせるということである。(略) ここで、学ばなければならない重要な教訓は人権及びその保護というのは苦難の末に20世紀に勝ち取られたものであり、21世紀になっても当たり前存在すると考えるわけにはいかないものだということである。これらの権利が、国によって弱められることがないように、常に警戒を怠らないことの重要性は、ほかの国と同じように、日本でも変わらない。第三に現代の諸問題をどのように評価すればよいか考える際にも、治一郎の

人生から多くのことを学べると考える。(略) さらに最近になって部落差別解消推進法案に目を通したときも、治一郎は水平社の指導者としてこの法案をどう思っただろうかと考えた。(略) 国会が差別の違法化のために積極的措置をとろうとしていることに感銘を受けたのだろうか。それとも、2016年になってもこのような法律がまだ必要とされていることに失望を感じただろうか。最後に、治一郎について日本語で書かれた優れた伝記がすでに複数あるのに、なぜあらためて、しかも外国人によって書かれた伝記が必要になるのかという疑問に触れておきたい。(略) 治一郎は、日本で聴衆に自己紹介するときは「皆さんの松本」と名乗るのを常としていた。1950年代になると治一郎の活動領域は日本から世界へと広がり、(略) 治一郎は、日本だけでなく世界の治一郎なのである。したがって、世界も治一郎についてももっと知るべきであるし、治一郎の支持者も、世界で治一郎について何が語られているかを知るべきであると考えのがふさわしい。(略)

(イアン・ニアリー)

～寄せられたメッセージから一部紹介させていただきます～

イアン・ニアリーさんには、部落史研究や関連資料の翻訳など、部落解放・人権研究所の事業においても、多大なご協力をいただいておりますことに、私たちもまた深く感謝申し上げます。(略)ますますのご活躍と、本日のご盛会をお祈り申し上げます。

一般社団法人部落解放・人権研究所 代表理事 奥田 均 所長 谷川雅彦

ご案内頂き、ありがとうございます。(略)。永年にわたる部落問題研究の取り組みに敬意と感謝の気持ちを表させていただきます。黒川みどりさんと私の共著『入門 被差別部落の歴史』を英訳していただき、ありがたく存じています。今後、いっそうのご指導・ご教示のほど、よろしく願い申し上げます。 桃山学院大学名誉教授 寺木伸明

被差別部落出身の私の父は、松本治一郎さんを生涯敬愛していました。国政選挙のときには必ず清き一票を投じ、当選を誰よりも喜んでいました。このたび、松本治一郎没後50年にちなみ、イアン・ニアリー著、森山浩一・〔公社〕福岡県人権研究所プロジェクト監訳により、評伝『部落問題と近現代日本 松本治一郎の生涯』を当社から刊行できたことを、亡き父とともに喜び、心より感謝申し上げます。 明石書店会長 石井昭男

たくさんのメッセージありがとうございました。

第1回啓発部会 (2017.4.8) 報告

「部落差別解消推進法」が公布・施行されて4か月 ～何かが変わり始めている～

○はじめに

「部落差別解消推進法」が、昨年12月16日に公布・施行された。この間、部落解放・人権研究所の友永健三さん執筆の『部落差別解消推進法』について」の一部抜粋がニュース「リベらしおん」No.80に転載され、月刊『部落解放』は、2017年3月号で特集を組んだ。また、九州大学名誉教授の内田博文さんは各地で講演を行っている。(5月28日(日)2017年度総会記念講演講師)

○法律の意義

手持ちの資料から、今回の法律の意義はほぼ次のようにまとめることができる。

- (1) 法律名に「部落差別」という文言が入った。
- (2) 部落問題の解決という目標を明記している。
- (3) この法律を根拠に部落差別の解決をもとめていける。
- (4) 部落差別の存在を公式に認知した。
- (5) 2002年の地対財特法の終了後の、法律の空白を埋めた。
- (6) 実態調査を求めている。
- (7) 国・地方公共団体に部落問題解決のための施策の実施を求めている。
- (8) 部落差別を解消するための教育・啓発の実施を求めている。
- (9) 相談体制の充実を求めている。

そして、これまで部落解放に深くかかわってきた運動家・研究者の誰もが共通して求めているのは、法の意義と課題、今後の活用について論議を起こしていくということである。

○啓発部会で論議されたこと

啓発部会では、堀内副理事長提案の「『部落差別解消推進法』の共通理解のために」をもとに、部会内での共通理解を図った。そこで論議されたいくつかの点について私見も含めて整理しておきたい。

- ①同和对策審議会答申と特別措置法について
同対審答申は「実態的差別と心理的差別」の関連を明らかにし、「実態的差別」の解消

に取り組み、格差の是正は一定程度終了した。しかし、部落差別は今なお存在する。そのことをどう考えるのか。

- ・対策事業の果たした役割は評価すべきではないか
- ・対策事業の進め方に問題があったのか
- ・実態的差別と心理的差別のとらえ方に問題があったのか

②実態調査について

同和地区の実態調査については、ある時期までは可能であったけれど、現在は困難な状況が生じている。その背景には何があるのか。

- ・格差がまったくなくなったからか
- ・調査が困難になった状況は、部落差別が解消に向かう中で生まれたものなのか
- ・部落の貧困は深刻化してないのか
- ・部落の個別課題は一般課題として取り組むことになるのか
- ・部落差別の定義をどう考えるのか

③意識調査のあり方

部落実態調査の実施の可能性については論議のあるところだが、住民の人権意識調査は必須であり、今後とも実態把握の中心的役割を果たすことになる。これからの意識調査には何が求められているのか。

- ・部落問題を調査の中心に据えるのか。
- ・他の人権課題や社会問題と部落問題との関係をどうとらえるのか。
- ・部落差別がいまなお存在している原因にどう迫るのか。

○おわりに

6条からなる理念法であっても法律の持つ力は大きい。すでに各地・団体の学習会が組織され、論議が始まっている。今回の法律は部落差別の実態調査をせずに差別の存在を認知し、実態調査は法律の中で言及している。また部落差別の定義を行っていない。したがって、この法律を活用し実効あるものにするためには、具体的な施策の実施に向けてのさらなる論議が求められている。(啓発部会担当理事：加來康宣)

会員の声

今回はお二人の方から寄稿していただきました

報告

川元祥一さんの講演会に参加して 中山喜美江さん

岡山県加茂人権問題研究所の「川元祥一さんの講演会」に参加した中山喜美江さん(久留米市)からその様子を報告していただきました。

ニュース「リベらしおん」No.79の「第14回筑前竹槍一揆ウォーク in 宇美」に参加された岡山県加茂人権問題研究所の原田泰藏さんの寄稿を読み、川元祥一さんの講演会のことを知りました。

講演会は2017年2月18日(土)13:30～17:00津山市公郷会館で行われました。部屋いっぱい50人から60人でしょうか。鳥取県等から参加された方もいました。福岡からは、私ひとりです。参加させてくださいました。テレ



(写真：川元さん)

ビのニュースでは、雪がひどかったので直前になって申し込みました。

川元祥一さんは、76才、部落出身の作家です。生まれは津山です。その実家は美作騒擾のただ中、1873(明治6)年5月30日に打ちこわしに合いました。その辺の経緯を中心に講演されました。演題は「解放令反対一揆とわたし」です。被差別部落民18人殺害の美作騒擾で、明治政府への反対運動がなぜ被差別部落を襲ったのか？部落差別をわかるには美作騒擾を理解することだと思います。女性差別もDVで死に至ることがある。しょうがい者差別も、在日の差別も。昨日の隣人が虐待者になる。なぜなのか？それを学びたい。

今回は、懇親会まで参加させていただきました。そこには、地域に根を張って、信頼され、部落差別の歴史の真実を伝えながら、子どもや孫を育てた方たちも参加されていました。



写真の横断幕は書家でもある頭士倫典さんの作品です。津山のこの催しに参加できたことは、私の一生の財産になりました。

川元祥一さん、原田泰藏さん、内海祐子さん、頭士倫典さんや地元の皆さんに大変お世話になりました。ありがとうございました。

映画紹介

『ディープパンの闘い』 松本京子さん

私たちの周りでは、外国人技能実習制度(実態は強制労働と告発されている)のもとアジア諸国から多くの労働者が来ています。日本語学校の留学生たちは時間制限を超えて働いています。介護分野では外国人労働者を積極的に受け入れようとしています。実態は移民なのに政府はその言葉を嫌い、

外国人は労働力として受け入れられているだけです。北九州スリランカの会では、移民・難民問題にも関心を広げようと、2017年3月18日標記の映画の上映会をしました。『ディープパンの闘い』は、フランスで製作された映画ですが、内戦中にヨーロッパに逃れたスリランカ人の物語です。

スリランカでは1983年から2009年まで国内で二つの民族が戦っていました。イギリスから独立後、政府はシンハラ語を公用語とし仏教を国教に準じたものにするなど、シンハラ・オンリー政策を次々と打ち出していきました。シンハラ語を話さないタミ

ル人は公務員や資格が必要な職業には就けなくなりました。分離独立も連邦制も認められず、二つの民族は戦い続けました。

妻や娘を殺され戦う意欲をなくしたタミル人兵士ディーパンは戦線を離れる決心をしました。「移住許可取得のためには単身より家族の方がいい」と海外渡航の斡旋屋に勧められます。若い女性ヤリニと彼女が探してきた親のいない少女イラヤルとで、とりあえず“家族”になり船で故国を出発。フランスで難民申請が許可されます。ディーパンは地方のアパート管理人の仕事を得ますが、アパートには麻薬の密売組織があるのでした。

郵便物受取や引き渡しのほか、アパートの共有部分の掃除や壊れた電灯、長いこと動かなかったエレベーターの修理など、フランス人のやりたがらない仕事を黙々とこなします。ヤリニはじろじろ見られるのが嫌なのですが、生活のため家政婦として働き始めます。ディーパンには家族を守る意識がありますが、ヤリニは従妹の住むイギリスに行くつもりでしたから、この家族から抜けるチャンスを待っています。外では家族を装い、家では他人です。小学校に転校したイラヤルは、無視され遊んでもらえないので学校に行きたくないと泣きます。「俺たちには秘密がある。大人は仕事をする、子どもは学校に行きフランス語を覚える。そうしないと強制送還される」とディーパンは説得します。言葉がわからない“父母”のために“娘”はやがて通訳をしてやります。

ディーパンは妻や娘への想いを封印し、男は命令し女は従うという古い自分との決別を迫られていきます。さらに彼には元兵士として壮絶な戦いが待っていました。全

てはいまの家族のためです。

言葉、習慣の違い、異文化の中での偽装家族、外国人だからと侮蔑されされます。難民審査の時のタミル語通訳者、元上官からの武器調達の命令、麻薬密売グループ間の銃撃戦などなど数々のエピソードは、スリランカ北部からヨーロッパに逃れた人々が多かれ少なかれ経験したことだろうと思いました。ディーパン役のA. ジェスターサンには実際16歳から19歳までタミル・イーラム解放のトラの少年兵として闘っていた過去があります。ヤリニ役のK. スリニバサンは南インド出身の女優、イラヤル役の少女はオーディションで選ばれてこの映画がデビュー作です。タミル語を話すこの3人とは通訳を介しての撮影だったそうです。第68回カンヌ国際映画祭パルムドール<最高賞>を受賞。外国人労働者を労働力ではなく共に暮らし一緒に働く生活者として、私たちは受入れているのでしょうか。「難民はだから入れたくない」という声も聞こえてきそうな映画にもみえますが、移民・難民



(上：DVD版：WHY NOT PRODUCTIONS AND PAGE 114 PRSENT) 監督：ジャック・オディアール 製作国：フランス 製作年：2015年 日本公開：2016年2月 原題：Dheepan 上映時間：115分

問題に関心のある方にも、またなかった方にもおすすめです。フランス製作とはいえずスリランカの映画を観る機会も少ないのではないのでしょうか。この点でもおすすめします。

海外人権スタディツアー企画部会学習会 セブンスピリットの活動に学ぶ

～フィリピン・セブ島のスラム街で響く奇跡の音楽を学ぶ～ 日時：6月24日(土)受付13:30開会14:00～ 場所：クロバンプラザ7階 ヒューマンアルカディア研究室 <講師など詳細は同封のビラで>

第1回啓発担当者のためのつどい 「部落差別解消推進法と実態調査と行政の役割(仮)」

日時：7月4日(火)午後予定 場所：一般財団法人福岡県部落解放センター4階 <詳細は検討中>

公益社団法人福岡県人権研究所 2017(平成29)年度 年間事業計画 (案)

()内の数字は予定(仮)の日付です。いずれも変更の可能性があります。ご注意ください。研究所URLでご確認ください。

2017(H29)年4月21日(金)現在

Table with 4 columns: 月 (Month), 機関会議・総務等 (Institution Meetings/General Affairs), 調査・研究活動事業 (Investigation/Research Activities), 県民啓発/出版事業 (Public Awareness/Publishing), 関連行事 (Related Events). Rows include various activities like committee meetings, research reports, and public events.

【日程、事業内容等は変更したり、新たに設定したりすることがあります。定時会員総会(5月28日(日))の際に、改めて提示します。】

事／務／局／日／誌／か／ら (2017年2月27日～4月25日)

2月

- 27 月 事務局会
- 28 火 (第10回歴史学習P 須恵町) (福岡市協青年部研究会 (関会員報告) 福岡市)

3月

- 2 木 福岡県教委人権学習新学習教材検討委員会
- 5 日 第6回執行理事会(春日市) 第3回理事会(同左)

※住民意識調査や実態調査等の受託事業に関する調整・事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請・報告や公益法人関係事務、関係機関・団体との連携・調整事務等については一部省略しています。

- 13 月 事務局会 編集会議
- 14 火 県教委調査についての協議会
- 16 木 『リベラシオン』No. 165 納品
- 17 金 第72回松本・井元研究会
- 21 火 事務局会
- 22 水 法人電子申請に関する行政書士打合せ
- 27 月 事務局会 ☆公益社団法人電子申請関係文書提出
- 31 金 ◇福岡県教委調査報告書(一年次)提出

4月

- 2 日 (「ニアリーさんの部落問題研究に感謝する会」(福岡市ホテルレガロ))
- 3 月 第1回事務局会 辞令交付(村岡社労士来局)
関係機関・団体新年度あいさつ訪問(理事長、所長、事務長、次長)
- 4 火 関係機関・団体新年度あいさつ訪問(同上)
- 8 土 第1回啓発部会 (「部落差別解消推進法」と今後の啓発、意識調査) (福智町)
第1回教育部会 (福岡市ココロンセンター)
- 10 月 第2回事務局会 福岡市人権推進課打合せ
- 11 火 関係機関・団体新年度あいさつ訪問(理事長、所長、事務長、次長) 部落史部会打合せ
- 12 水 松本・井元資料等保管・整理に関する協議
- 14 金 監査(西村監事、理事長、所長)
- 17 月 県教委調査についての協議 海外人権 ST 企画部会打合せ
- 18 火 第3回事務局会
- 19 水 監査(外園監事・井上監事、所長、山手理事)
- 20 木 第80回松本・井元研究会
- 21 金 北九州市訪問(報告書等提出)(理事長、西尾副理事長、所長、事務長、次長)
- 22 土 第1回執行理事会(福岡県人権啓発情報センター)、理事会(同左)
- 24 月 編集委員会
- 25 火 第4回事務局会 (第1回歴史学習P(仮) 須恵町)

新事務局員 自己紹介

4月から事務次長として仕事をしている 迫本幸二(さこもと こうじ)です。教員として粕屋地区、筑紫地区でお世話になりました。退職後は、那珂川町で社会同和教育指導員として3年間、地域公民館等で人権・同和問題の啓発活動をしていました。

一般的に「人権」ということばは支持を得られる状況になってきていますが、自分の権利としてではなく、「人に迷惑を掛けないこと」という理解の仕方になっているように感じることがあります。その分、受け身的で批判的に物事を考えることが少なくなっているようにも思えます。

体育の授業に銃剣術が加えられたり、道徳の授業で教育勅語を扱ってよいなど、ちょっと前までは、良心的にとっても口にできなかったようなことが、どうどうと言われるようになってきた感があります。「日本的なもの」「いいものはいいんだ」という論調で、どんどん迫ってきます。

戦争は武器があるだけでは起こせません。相手に対する差別意識と、それを煽る勢力がないと可能ではありません。人権がいかに大事なものであるがよく分かります。しっかり仕事をしていきたいと思えます。